

新潟市下水道事業の財務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第18号

新潟市下水道事業の財務の特例に関する規則の一部を改正する規則

新潟市下水道事業の財務の特例に関する規則（平成18年新潟市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5条中「及び下水道分室長（以下「各課長等」という。）」を削る。

第7条、第27条、第28条第1項及び第34条中「各課長等」を「各課の長」に改める。

第44条第1項中「各課長等」を「各課の長」に、「過誤払い」を「過誤払」に改める。

第45条、第53条、第59条第2項、第60条、第61条、第70条、第71条第1項、第74条第2項及び第75条中「各課長等」を「各課の長」に改める。

別表第1下水道部の項中

「

東部地域 下水道事 務所	所長	東部地域下水道事務所の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 下水道事務所の所管事務に係る収入金を収納すること。
		北下水道分室の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	2 下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金の納期前納付に係る報奨金を繰替払の方法により支払う
西部地域 下水道事	所長	西部地域下水道事務所の職員（収納事務に従	

を

務所		事しない者を除く。)	こと。
		秋葉下水道分室の職員 (収納事務に従事しない者を除く。)	

東 部 地 域 下 水 道 事 務 所	所長	東部地域下水道事務所の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 下水道事務所の所管事務に係る収入金を収納すること。
西 部 地 域 下 水 道 事 務 所	所長	西部地域下水道事務所の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	2 下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金の納期前納付に係る報奨金を繰替払の方法により支払うこと。

に改め、

同表北区役所の項中

区 民 生 活 課	課長	区民生活課の管理の下にある連絡所の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 下水道業務に係る収入金を収納すること。 2 下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金の納期前納
出張所	所長	出張所の職員（収納事	を

		務に従事しない者を除く。)	付に係る報奨金を繰替 払の方法により支払う こと。
--	--	---------------	---------------------------------

区民生活課	課長	区民生活課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 下水道業務に係る収入金を収納すること。 2 下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金の納期前納付に係る報奨金を繰替払の方法により支払うこと。
		連絡所の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	
建設課	課長	建設課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	
出張所	所長	出張所の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	

「出張所の管理の下にある連絡所」を「連絡所」に改め、同表秋葉区役所の項を次のように改める。

秋葉区	区民生活課	課長	区民生活課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 下水道業務に係る収入金を収納すること。 2 下水道事業受益者負担
-----	-------	----	---------------------------	---------------------------------------

役 所		出張所の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	金及び下水道事業受益者 分担金の納期前納付に係 る報奨金を繰替払の方法 により支払うこと。
	建設課	課長 建設課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。